

－マイナンバーカードの更新手続に関する情報収集結果－
(新)マイナンバーカード受取時の本人確認書類として
「有効期間満了の日から6月以内」の(旧)カードを利用できます

このような行政相談が寄せられました

- ・マイナンバーカードの更新を申請してから、交付通知書受領まで一定期間を要することから、(新)カード受取時に(旧)カードの有効期限が切れていることは起こり得ると思う。
- ・他の本人確認書類の用意が難しい場合もあると思うので、**更新申請時に有効期間内であった場合には、(新)マイナンバーカードの受取に当たって、有効期間満了後の(旧)カードを本人確認書類として認めるようにしてほしい。**



情報収集結果

- ・住民負担に配慮する観点から、**更新申請時に有効期間内か否かにかかわらず、(新)マイナンバーカード受取時ににおいて、(旧)カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、本人確認書類として「有効期間満了の日から6月以内」の(旧)カードを利用できる※。**
 ⇒ この取扱いについては従前から周知が図られてきたものの、今回の相談を考えると、**改めて市町村・住民へ情報提供されることで、住民負担の一層の軽減につながる可能性あり**
- ・市町村の中には、交付通知書同封の本人確認書類を案内する文書を活用して、この取扱いを住民に分かりやすく周知している例あり

※有効期限切れであっても(旧)マイナンバーカードには返納義務あり

当局の対応

- ・住民負担に配慮する観点から、マイナンバーカードの交付窓口である市町村への更なる周知が望まれることから、東北管内の市町村に対し、「有効期間満了の日から6月以内」の(旧)カードを(新)カード受取時の本人確認書類の一つとして周知することが望ましいことや、住民向けの周知例等を情報提供
- ・本情報収集の結果を総務省自治行政局に情報共有。マイナンバーカードの受取の流れ等を住民に説明する「マイナンバーカード総合サイト」において、この取扱いが説明される予定

(本件連絡先)

総務省東北管区行政評価局
 総務行政相談部総務課 高岡
 電話：022（262）7838